

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>第1章 総則</p>	
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第4条第4項の規定に基づき、当取引所の市場に上場する株券等の上場、上場廃止その他の必要な事項を定める。</p> <p>2 当取引所は、プリンシプルベースの考え方に基づき、この規程を運用する。すなわち、当取引所は、この規程の運用に当たっては、各条項の趣旨及び当該各条項に関連する原則的な事項を定めた条項の趣旨に沿って、当取引所の市場の透明性、公正性を確保する観点を踏まえ、適切な判断を行うものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、有価証券上場規程（以下「規程」という。）に基づき、当取引所が定める事項について規定する。</p>
<p>(J-Nomadとの契約)</p> <p>第2条 上場会社及び新規上場申請者は、J-Nomadとの間で、指定アドバイザー規程第11条に規定する契約を締結し、担当J-Nomadを確保しなければならない。</p> <p>2 上場会社及び新規上場申請者は、必要に応じて、この規程の内容について担当J-Nomadから指導及び助言を受け、それらに従って行動しなければならない。</p> <p>3 上場会社及び新規上場申請者は、上場後の業務及び新規上場に関する業務について担当J-Nomadが指定アドバイザー規程に定める義務を履行するに際し、必要な協力を行わなければならない。</p>	<p>(J-Nomadの数)</p> <p>第2条 上場会社及び新規上場申請者が確保するJ-Nomadの数は、常に1社のみとする。</p>
<p>(規則解釈に関する助言)</p> <p>第3条 上場会社及び新規上場申請者は、この規程の解釈について判断する場合は、担当J-Nomadから助言を受けなければならない。</p>	
<p>(連絡)</p> <p>第4条 上場会社及び新規上場申請者が行う当取引所への報告、又は必要な書類の提出等は、担当J-Nomadを通じて行わなければならない。</p> <p>2 当取引所が行う上場会社及び新規上場申請者への通知・連絡等は、担当J-Nomadを通じて行うものとする。</p>	

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>(資料等に使用する言語)</p> <p>第5条 上場会社及び新規上場申請者が、T D n e tを通じて開示する資料を作成する場合は、英語又は日本語のいずれかの言語を選択し、以降、当該言語を継続して使用しなければならない。</p>	
<p>(本国等の法制度等の勘案)</p> <p>第6条 当取引所は、上場外国会社及び外国の法律に準拠して設立された新規上場申請者に対する当取引所の規則の適用にあたっては、当該者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとする。</p>	
<p>第2章 新規上場</p>	
<p>(新規上場申請等)</p> <p>第7条 新規上場申請者は、上場承認を希望する日の少なくとも10営業日前までに、当取引所に対して、施行規則で定める「有価証券新規上場申請書」を提出しなければならない。ただし、上場会社が当事者となって行う合併、会社分割、株式交換、株式移転等によって新しく設立される会社又は存続会社となる会社の株券等について、その成立日又は効力発生日における上場を希望する場合は、当該成立日又は効力発生日前において、当該上場会社が申請を行うものとする。</p> <p>2 当取引所は、「有価証券新規上場申請書」に変更又は訂正がある場合その他当取引所が必要と認める場合は、前項に規定する上場承認を希望する日の後に上場承認を行うことができる。</p> <p>3 上場会社は、非上場逆さ合併を行う場合には、施行規則で定めるところにより、当取引所に対して、第1項の「有価証券上場申請書」に準じて「有価証券再上場申請書」を提出しなければならない。この章の規定は、上場会社が「有価証券再上場申請書」を提出する場合について、準用する。</p>	<p>(有価証券新規上場申請書の様式)</p> <p>第3条 規程第7条第1項に規定する「有価証券新規上場申請書」は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>2 上場会社は、非上場逆さ合併を行う場合には、以下の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 当該非上場逆さ合併に関して規程第19条に定める適時開示を行った後速やかに、当取引所に対して「有価証券再上場申請書」を提出すること。</p> <p>(2) 「有価証券再上場申請書」には、非上場逆さ合併の相手方となる会社に係る財務書類及びこれに対する監査報告書等(次条第5項に定めるものに限る。)を添付すること。</p> <p>(3) 当該非上場逆さ合併について、当取引所の再承認を得るまでに、当該</p>

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>(新規上場申請時の提出書類等)</p> <p>第8条 新規上場申請者は、当取引所に対して、上場申請時に、次の各号に掲げる書類等を提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定証券情報</p> <p>(2) 施行規則で定める「新規上場申請に係る宣誓書」</p> <p>(3) 施行規則で定める「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」</p> <p>(4) 新規上場申請者の定款</p> <p>(5) その他当取引所が必要と認める書類等</p> <p>2 新規上場申請者は、上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合その他の施行規則で定める場合には、当取引所に対して、特定証券情報に代えて、発行者情報に相当する情報その他の施行規則で定める書類等を提出しなければならない。</p>	<p>上場会社の株主総会の決議による承認を得ること。</p> <p>(新規上場申請に係る提出書類等)</p> <p>第4条 規程第8条第1項第2号に規定する「新規上場申請に係る宣誓書」は、別記第2号様式によるものとする。</p> <p>2 規程第8条第1項第3号に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報</p> <p>(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況</p> <p>(3) 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況</p> <p>(4) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況（反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容を含む。）</p> <p>(5) その他当取引所が必要と認める事項</p> <p>3 規程第8条第2項に規定する施行規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する施行規則で定める書類等は、その区分に応じ、当該各号に定める書類等とする。この場合において、新規上場申請者は、当取引所に対して、特定証券情報に記載すべき情報であって、当取引所が必要と認める情報を合わせて提出しなければならない。</p> <p>(1) 上場申請時に有価証券報告書の提出義務者でない者が、上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合 発行者情報に相当する情報</p> <p>(2) 上場申請時に有価証券報告書の提出義務者である者（上場しようとする株券等と異なる有価証券の発行により有価証券報告書の提出義務者となっている者を除く。）が、上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施する場合 有価証券届出書の写し</p> <p>(3) 上場申請時に有価証券報告書の提出義務者である者（上場しようとする株券等と異なる有価証券の発行により有価証券報告書の提出義務者となっている者を除く。）が、上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合 有価証券報告書及び半期報告書の写し、又は有価証券報告書及び四半</p>

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>3 特定証券情報の内容及び様式は、施行規則で定めるところによる。</p> <p>4 特定証券情報（第2項の規定に基づいて提出される書類等のうち、発行者情報に相当する情報を含む。以下この章において同じ。）に掲げられる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付しなければならない。ただし、新規上場申請者が、特定有価証券の発行者であり、その設立後最初の連結会計年度又は事業年度内に特定証券情報を提出する場合であって、当取引所が適当と認めるときは、監査報告書等の添付を要しない。</p> <p>5 特定証券情報に掲げられる財務書類は、日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準その他施行規則で定める会計基準のうちいずれかに基づいて作成しなければならない。</p>	<p>期報告書の写し</p> <p>4 規程第8条第3項に規定する特定証券情報の内容は、証券情報等内閣府令第2条第2項第1号イからニまでに掲げる事項（新規上場申請者が既に1年間継続して企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の3第2項に規定する有価証券報告書（当該有価証券が外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第1条第1号に規定する外国債等である場合には、同令第6条の2第2項に規定する有価証券報告書）を提出している場合は、その旨並びに同項第1号イ及びロに掲げる事項）に関する情報（株券等が特定有価証券に該当する場合には、同項第2号イからニまでに掲げる事項に関する情報）その他の別記第3号様式に掲げる事項に関する情報とする。新規上場申請者は、特定証券情報を作成するにあたっては、別記第3号様式その他当取引所が適当と認める様式を用いなければならない。</p> <p>5 規程第8条第4項に規定する監査報告書等は、「無限定適正意見」若しくは「無限定の結論」又はこれらに準ずる意見若しくは結論が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準、中間監査の基準若しくは四半期レビューの基準、又はこれらと同等の基準に準拠して実施された監査又はレビューの結果が記載されたものであること。 (2) 法第193条の2に規定する監査証明に相当する証明、又はこれと同等のものが記載されたものであること。 (3) 監査法人によって作成されたものであること。 (4) 最近連結会計年度又は事業年度に係るものであること。 <p>6 規程第8条第5項に規定する施行規則で定める会計基準とは、日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準の3基準のいずれかと同等であることを、担当J-Nomadと監査法人が、合意の上で適切に判断し、当取引所が認めた基準とするものとする。この場合において、当該3基準のいずれかとの差異を監査法人の監査を受けた上で開示（いわゆる調整開示）しなければならない。</p>

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>(新規上場申請時の公表)</p> <p>第9条 当取引所及び新規上場申請者は、前条第1項に定める提出書類を、施行規則で定める方法により上場申請日に公表しなければならない。</p> <p>2 前項に従って公表された特定証券情報に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合には、新規上場申請者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p>	<p>(新規上場申請時の公表の方法)</p> <p>第5条 規程第9条第1項及び第2項に規定する方法並びに証券情報等内閣府令第3条第1号、第5条第2項第1号及び第8条第2項第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法は、次の各号に掲げる掲載を全て継続して行う方法とする。</p> <p>(1) 当取引所のウェブサイトへの掲載</p> <p>(2) 新規上場申請者のウェブサイトへの掲載</p>
<p>(その他の提出書類等)</p> <p>第10条 当取引所は、新規上場申請者に対し、当取引所が適当と認める報告又は資料の提出を求めることができるものとする。</p>	
<p>(上場適格性要件)</p> <p>第11条 新規上場申請者は、次の各号に掲げる上場適格性要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 投資者及び市場に対し公正誠実に行動し、かつ当取引所の市場の評価を害さず、よって当取引所に上場するに相応しい会社であること</p> <p>(2) 事業を公正かつ忠実に遂行していること</p> <p>(3) 適切な取締役及び取締役会を有し、適切かつ効果的なコーポレート・ガバナンス、財務報告、監査報告及び内部管理の体制（この規程を遵守することを含む）が整備され、機能していること</p> <p>(4) この規程に基づく開示義務を履行できる体制を整備していること</p> <p>(5) 反社会的勢力との関係を有しないこと</p>	
<p>(上場承認)</p> <p>第12条 当取引所は、新規上場申請者について前条各号に掲げる上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る株券等の上場を承認するものとする。</p>	

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>(上場承認の公表)</p> <p>第13条 当取引所は、新規上場申請について承認した場合は、その旨を公表するものとする。</p>	
<p>(上場契約)</p> <p>第14条 新規上場申請に係る株券等を当取引所が上場する場合は、当該新規上場申請に係る新規上場申請者は、当取引所に対して、施行規則で定める「上場契約書」を提出するものとする。</p> <p>2 新規上場申請に係る株券等が特定有価証券である場合には、当該株券等の新規上場申請者並びに運用会社及び受託者(当取引所が当該株券等の性質に鑑み必要と認める者に限る。以下同じ。)は、前項に準じて、連名で「上場契約書」を提出しなければならない。</p> <p>3 この規程の適用において、運用会社及び受託者は、上場会社及び新規上場申請者と同様に取り扱うものとする。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 上場会社、新規上場申請者、運用会社及び受託者は、この規程その他の規則に定める義務を履行するに際し、相互に必要な連絡及び協力を行わなければならない。</p> <p>5 当取引所は、新規上場申請に係る株券等の上場日に、その銘柄を上場有価証券原簿に記載する。</p>	<p>(上場契約書)</p> <p>第6条 規程第14条第1項に規定する「上場契約書」は、別記第4号様式によるものとする。</p>
<p>(上場前の取得勧誘等)</p> <p>第15条 新規上場申請者(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国の株券等の発行者及びこれに準ずる者、第7条第1項ただし書に基づく申請を行う申請者並びに外国会社を除く。)の発行する内国の株券等の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる募集又は売出し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等、株式等の譲受け又は譲渡及び第三者割当(企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」という。))第19条第2項第1号ヲ(1)及び(2)に掲げる方法を含み、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する内国の株券等に係る公募であって、日本証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募を除く。)による募集株式の割</p>	<p>(上場前の株式等の移動に関する記録の保存等)</p> <p>第7条 新規上場申請者は、上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間にあたる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。)の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、①新規上場申請者が第三者割当(規程第15条に規定する第三者割当をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行う募集株式若しくは新株予約権の割当(以下「第三者割当による募集株式等の割当」という。)を行っている場合、又は②新規上場申請者の特別利害関係者等が、新規上場申請者の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び</p>

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>当等に関する必要な事項については、施行規則で定める。</p>	<p>特定投資家向け売付け勧誘等（以下「上場前の募集等」という。）を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとする。</p> <p>(第三者割当による募集株式等の割当等及び所有に関する規制)</p> <p>第8条 新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間にあたる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日から起算して1年前から上場日の前日までにおいて、次の各号に掲げる行為のいずれかを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者をして、担当J-Nomadに対して、書面により次項から第4項までに定める事項について確約を行わせるものとする。</p> <p>(1) 第三者割当による募集株式の割当（上場前の募集等による場合を除く。）</p> <p>(2) 第三者割当による新株予約権の割当（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当を含む。以下同じ。）</p> <p>(3) 新株予約権の行使による株式の交付（前号に規定する新株予約権に係るものに限る。）</p> <p>2 割当又は交付を受けた者は、割当又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）を、割当又は交付を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有すること。ただし、割当又は交付を受けた者がその経営の著しい不振により割当株式等の譲渡を行う場合その他社会通念上やむを得ないと担当J-Nomadが認める場合を除く。</p> <p>3 割当又は交付を受けた者は、割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。</p> <p>4 その他当取引所が必要と認める事項</p>
<p>(株券等の処分に関する制限) 第16条 新規上場申請者は、当該会社の事業運営が、上場後も責任ある体制</p>	

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>で行われることを確保するため、当該会社の役員が、上場後最低1年間、当該上場会社の株券等の処分を行わないよう適切な措置を講じなければならない。ただし、当該上場会社の役員は、担当J-Nomadが適当と認めた場合には、当該期間においても当該上場会社の株券等を処分することができる。</p> <p>2 新規上場申請者は、当該会社の役員が、クローズ・ピリオドにおいて当該会社の株券等の取引を行わないよう適切な措置を講じなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">第3章 上場後の義務</p> <p style="text-align: center;">第1節 上場適格性要件の維持義務</p>	
<p>(上場適格性要件の維持義務)</p> <p>第17条 上場会社は、第11条各号に掲げる上場適格性要件を、上場後も継続的に満たさなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">第2節 会社情報の開示義務</p>	
<p>(ディスクロージャー)</p> <p>第18条 上場会社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</p> <p>2 上場会社は、会社情報の開示を行う場合は、TDnetを利用して行うものとする。TDnetの稼働に支障が生じた場合その他当取引所が必要と認める場合は、当取引所はその他の方法を指定できるものとする。</p>	
<p>(重要な会社情報の開示)</p> <p>第19条 上場会社は、次の各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼし得るものについて、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p>	<p>(重要な会社情報の開示)</p> <p>第9条 規程第19条に基づき開示すべき事項は、日本の証券市場における適切な適時開示基準として別表1に掲げる基準により開示すべき事項を含むものとする。</p>

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>(1) 上場会社の財務に関する事項 (2) 上場会社の事業に関する事項 (3) 上場会社の業績に関する事項 (4) その他必要な事項</p>	<p>2 規程第19条の規定に基づき開示すべき内容は、以下の各号に掲げる内容であって、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼし得るものとする。 (1) 上場会社が開示すべき事項を決定した理由又は開示すべき事項が発生した経緯 (2) 開示すべき事項の概要 (3) 開示すべき事項の今後の見通し (4) その他投資判断上重要と認められる事項</p>
<p>(関連当事者取引の開示) 第20条 上場会社は、関連当事者取引については、施行規則で定めるところにより、直ちに開示しなければならない。</p>	<p>(関連当事者取引の開示等) 第10条 上場会社は、関連当事者取引について、前条第1項に規定する基準に従い、開示を行わなければならない。 2 上場会社は、規程第20条に従って開示が要求される関連当事者取引について、前条第2項に定める内容を開示しなければならない。 3 上場会社は、規程第20条に定める関連当事者取引が公正かつ合理的であることを確保し、担当J-Nomadに対して明らかにしなければならない。</p>
<p>(取引のみなし合計) 第21条 次の各号に掲げる場合については、最終の取引等から12ヶ月以内に実施した取引等を合計して、前2条を適用するものとする。 (1) 当該上場会社が同一の相手（実質的に当該相手方と同一とみなされる者を含む。）との取引を行う場合 (2) 当該取引が同一の事業に係る株式又は持分の取得又は売却である場合 (3) 当該取引等により、当該上場会社が、それまでの主たる事業でなかった事業に、主たる事業として参入することとなる場合</p>	
<p>(その他取引所が開示を求める事項等) 第22条 上場会社は、施行規則で定める場合に該当することとなったときは、施行規則で定めるところにより、その内容を直ちに開示しなければならない。</p>	<p>(その他取引所が開示を求める事項等) 第11条 規程第22条に規定する施行規則で定める場合は、上場会社について次の各号に掲げる事由の決定又は発生があった場合とする。 (1) 取締役（業務執行決定機関の構成員を意味する。以下同じ。）の異動 (2) 取締役による当該上場会社の発行する株式の取得又は処分 (3) 本店所在地の変更 (4) 上場会社のホームページアドレスの変更</p>

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
	<p>(5) 担当J-Nomad又は確保している流動性プロバイダーの異動</p> <p>(6) 配当基準日の変更</p> <p>(7) 配当支払日の変更</p> <p>(8) 上場申請時に公表した書類に記載した内容の重要な変更</p> <p>2 上場会社は、前項に従って開示が要求される事項について、第9条第2項に定める内容を自社のウェブサイトに掲載する方法により開示しなければならない。</p>
<p>(決算情報の開示)</p> <p>第23条 上場会社は、年次決算又は中間決算の内容が定まった場合は、施行規則で定めるところにより、事業年度及び中間会計期間の終了後2か月以内にその内容を開示しなければならない。</p> <p>2 上場会社は、前項に規定する期限までに決算情報の開示をすることができない場合は、直ちに、その旨その他施行規則で定める事項を当取引所に通知した上で開示しなければならない。</p>	<p>(決算情報の取扱い)</p> <p>第12条 規程第23条第1項に規定する決算情報の開示は、当取引所所定の様式により行うものとする。</p> <p>2 規程第23条第2項に規定する施行規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 規程第23条第1項に定める期限までに決算情報の開示をすることができない理由</p> <p>(2) 決算情報の開示を予定する日</p>
<p>(発行者情報の開示)</p> <p>第24条 上場会社（有価証券報告書の提出義務のある会社を除く。）は、事業年度及び中間会計期間の終了後3か月以内に、発行者情報を作成し、公表しなければならない。発行者情報の内容、様式及び公表の方法は、施行規則で定めるところによる。</p> <p>2 前項に規定する発行者情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場会社は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、</p>	<p>(発行者情報)</p> <p>第13条 規程第24条に規定する発行者情報の内容は、証券情報等内閣府令第7条第3項第1号イからハまでに掲げる事項に関する情報（株券等が特定有価証券に該当する場合には、同項第2号イからハまでに掲げる事項に関する情報）その他の別記第5号様式に掲げる事項に関する情報とする。上場会社は、発行者情報を作成するにあたっては、別記第5号様式その他当取引所が適当と認める様式を用いなければならない。</p> <p>2 前項の書面に掲げられる財務書類の会計基準については、規程第8条第5項に準じるものとする。</p> <p>3 規程第24条第1項及び第2項に規定する施行規則で定める公表の方法並びに証券情報等内閣府令第7条第1項第1号、第9条第1号及び第11条第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法は、第5条各号に掲げる掲載を全て継続して行う方法とする。</p>

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p> <p>3 発行者情報に掲げられる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付するものとする。</p>	<p>4 規程第24条第3項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、第4条第5項各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。</p>
<p>(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)</p> <p>第25条 上場会社は、会社情報に関し当取引所が照会（施行規則で定める照会を含む。）を行った場合は、直ちに照会事項について当取引所に報告するものとする。この場合において、当取引所が必要と認めるときは、上場会社は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p>	<p>(会社情報に係る照会)</p> <p>第14条 規程第25条に規定する施行規則で定める照会とは、当取引所が上場株券等の売買管理上必要と認めて行う照会（当取引所が、当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について行う照会を含む。）をいう。</p>
<p>(会社のウェブサイト)</p> <p>第26条 上場会社は、上場申請の日以降、施行規則で定める事項を自社のウェブサイトに掲載し、無料で投資者の閲覧に供するものとする。この場合において、上場会社は、掲載する情報が常に最新の情報となるよう合理的な努力を行うものとする。</p>	<p>(会社のウェブサイトでの開示内容)</p> <p>第15条 規程第26条に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定証券情報（第4条第3項各号の規定に基づいて提出される当該各号に掲げる書類等を含む。） (2) 事業の概要 (3) 役員の経歴 (4) 定款 (5) 決算情報 (6) 過去12か月以内にTDnetを通じて開示した資料 (7) 過去12か月以内に法定公告として掲載した事項 (8) 過去12か月以内に株主向けに発送した書類 (9) 担当J-Nomadの名称 (10) 流動性プロバイダーの名称 (11) 発行済株式総数並びに当該上場会社が把握している非流通株式の数及び発行済株式総数に対する割合（当該事項については、少なくとも6か月毎に更新を行うこと） (12) 本国の法制度により上場株券等の譲渡に関する制限が付されている場合には、その内容 (13) 大量保有者の名称及び株式保有割合（当該事項については、少なくとも6か月毎に更新を行うこと） (14) コーポレート・ガバナンスに関する事項 (15) その他当取引所が必要と認める事項

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p style="text-align: center;">第3節 その他の義務</p>	
<p>(上場後の特定証券情報の公表)</p> <p>第27条 上場株券等に関し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が実施される場合等は、上場会社は特定証券情報を作成し、施行規則で定める方法により、あらかじめ公表しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する特定証券情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場会社は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p>	<p>(上場後の特定証券情報の公表の方法)</p> <p>第16条 規程第27条第1項及び第2項に規定する方法は、第5条第1項各号に掲げる掲載を全て継続して行う方法とする。</p>
<p>(追加上場)</p> <p>第28条 上場会社は、新たに株券等を上場申請する場合、当取引所に対し「有価証券上場申請書」を提出するものとする。</p>	
<p>(流通市場の機能及び株主の権利の尊重)</p> <p>第29条 上場会社は、第三者割当による募集株式等の割当、株式分割等、MSCB等の発行、買収防衛策の導入その他の施行規則で定める行為を行うに当たっては、施行規則で定めるところに従い、流通市場の機能及び株主の権利を尊重しなければならない。</p>	<p>(流通市場の機能及び株主の権利の尊重)</p> <p>第17条 規程第29条に規定する施行規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とし、上場会社は、その区分に応じ、当該各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第三者割当による募集株式等の割当、株式分割、株式無償割当、新株予約権無償割当、株式併合又は単元株式数の変更 上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある行為を行ってはならない。 (2) MSCB等の発行 上場会社は、流通市場への影響及び株主の権利に配慮し、MSCB等の転換又は行使を制限するための措置を講じなければならない。 (3) 議決権行使を容易にするための環境整備 上場会社は、株主総会における株主の議決権行使を容易にするための環境を整備しなければならない。 (4) 買収防衛策の導入 上場会社は、買収防衛策を導入する場合は、開示の十分性、買収防衛策の透明性、流通市場の機能及び株主の権利を尊重しなければならない。

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
	(5) その他の行為 上場会社 は、流通市場の機能及び株主の権利を毀損する行為を行ってはならず、これらに悪影響を与えないよう社内体制の整備等に努めなければならない。
(株式の譲渡制限) 第30条 上場会社 は、法第2条第3項第2号ロ(2)の規定その他特別の法律の規定に基づくものを除き、 上場株券等 の譲渡について制限を行ってはならない。	
(流動性プロバイダーの確保) 第31条 上場会社 は、当取引所の 取引参加者 から同意を得たうえで、当該 取引参加者 を 流動性プロバイダー として指定し、当取引所に届け出るとともに、公表するものとする。 2 流動性プロバイダー は、施行規則に定める義務を負うものとする。	(流動性プロバイダーの義務) 第18条 規程第31条第2項に規定する義務は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 担当上場会社 に係る銘柄の売呼値及び買呼値を行うよう努めること (2) 円滑な取引成立の観点から、値段等の取引条件を勘案して当該取引参加者が適当と判断する範囲内で、既に行われている当該銘柄の呼値に相当する呼値を行うよう努めること
(アナリストレポートの発行) 第32条 上場会社 は、施行規則で定めるところにより、定期的に自社に係るアナリストレポートが発行されるよう努力するものとする。	(アナリストレポート) 第19条 規程第32条に規定するアナリストレポートは、 発行者情報 の開示及び重要な会社情報の開示を目安として発行されるものとする。
(指定振替機関における取扱い) 第33条 上場株券等 は、当取引所が指定する振替機関の振替業における取扱いの対象でなければならない。	
(株式事務代行機関の設置) 第34条 上場内国会社 は、株式事務を施行規則に定める株式事務代行機関に委託するものとする。	(株式事務代行機関) 第20条 規程第34条に規定する株式事務代行機関とは、次の各号に掲げる者とする。 (1) 信託銀行 (2) 東京証券代行株式会社及び日本証券代行株式会社
(上場外国会社の株式事務及び配当金の支払い事務) 第35条 上場外国会社 は、外国株券等実質株主に対する株式事務及び配当金	

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
等の支払事務が適切に行われることを確保するものとする。	
<p>(上場に関する料金)</p> <p>第36条 新規上場申請者及び上場会社は、新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。</p>	<p>(上場に関する料金)</p> <p>第21条 新規上場料、年間上場料その他上場に関する料金の金額及び支払期限は、別表2に定めるところによるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 市場秩序の維持</p> <p style="text-align: center;">第1節 実効性確保手段</p>	
<p>(実効性確保手段)</p> <p>第37条 当取引所は、上場会社に対して、この規程その他の規則への遵守を確保するため、当取引所の市場の運営上必要と認められる報告を求め、書類を提出させることができる。</p> <p>2 当取引所は、上場会社がこの規程その他の規則に違反したと当取引所が認める場合は、当該上場会社に対して、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置（以下「措置」という。）を講じることができる。</p> <p>(1) 警告措置</p> <p>(2) 違約金の賦課措置</p> <p>(3) 上場株券等の上場廃止措置</p> <p>3 当取引所は、前項第1号又は第2号に掲げる措置を講じる場合において、当取引所が必要と認めるときには、その事実を公表することができる。</p>	<p>(実効性確保手段の手続)</p> <p>第22条 当取引所は、措置を講じようとする場合には、当該措置の対象となる上場会社に対して、あらかじめ意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。ただし、当取引所は、規程第37条第2項第1号又は第2号の措置を講じようとする場合は、意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与しないで、かかる措置を講じることができる。</p> <p>2 当取引所は、前項の規定による意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与するときは、相当な期間において、措置の対象となるべき上場会社に対して、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される措置の内容</p> <p>(2) 当取引所の認定した事実並びにこれに対する法令及び諸規則の適用</p> <p>(3) 当取引所に対し、前2号に掲げる事項について、意見を述べること及び証拠を提出することができる旨並びにそれらの期限</p> <p>3 措置は、上場会社に当該措置の内容を示した書面を送達することによって、その効力を生ずる。</p>

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>る。</p> <p>4 当取引所は、第2項第3号に掲げる措置を講じる場合は、当該措置の対象上場株券等について整理銘柄に指定するとともに公表するものとする。</p>	
<p>(異議の申立て)</p> <p>第38条 上場会社は、前条第2項の措置に不服があるときは、施行規則で定めるところにより、当取引所に対して異議の申立てを行うことができる。</p> <p>2 当取引所は、施行規則で定めるところにより、措置を変更し、又は取り消すことができる。</p>	<p>(異議の申立手続)</p> <p>第23条 規程第38条第1項に規定する異議の申立てを行う場合には、上場会社は、前条第3項に規定する書面の送達があった日から10営業日以内に、異議の対象となる措置の内容及び異議の理由を記載した書面をもって行うものとする。</p> <p>2 当取引所は、前項に規定する異議の申立てがあった場合には、異議の内容について審査を行った上で、異議の対象となる措置を変更し、又は取り消すことができる。</p> <p>3 当取引所は、前項に規定する審査を行った場合、異議の申立てを行った上場会社に対して、その結果を通知するものとする。</p> <p>4 当取引所は、規程第37条第3項又は第4項に基づき措置を公表した場合は、その旨を公表するものとする。</p>
<p>(売買停止及び停止解除)</p> <p>第39条 当取引所が上場株券等の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを速やかに当該上場会社に連絡するものとする。</p>	
<p>第2節 上場廃止等</p>	
<p>(申請によらない上場廃止)</p> <p>第40条 当取引所は、上場会社が担当J-Nomadと指定アドバイザー規程第11条に定める契約関係を失った場合、直ちに、当該上場会社が発行する上場株券等を整理銘柄に指定するとともに公表するものとする。</p> <p>2 当取引所は、整理銘柄に指定した日から起算して11営業日目の日に、第37条第4項又は前項の規定により整理銘柄に指定した上場株券等を上場廃止するものとする。ただし、前項に規定する上場会社が、整理銘柄に指定された日から起算して8営業日目の日の午後3時(日本時間)まで</p>	

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>に、新たにJ-Nomadと指定アドバイザー規程第11条に定める契約を締結した場合はこの限りでない。</p> <p>3 当取引所は、当取引所が必要と認める場合は、前項の整理銘柄指定後10営業日を経ずに、当該上場株券等を上場廃止することができる。</p>	
<p>(申請による上場廃止)</p> <p>第41条 上場会社は、施行規則で定めるところに従い、その上場株券等の上場廃止を申請することができる。この場合において、当該上場会社は、施行規則で定めるところにより、当取引所に上場廃止申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 当取引所は、上場会社から上場廃止申請書を受理した場合、その旨及び上場廃止日について公表するとともに、上場廃止申請に係る上場株券等を整理銘柄に指定するものとする。</p>	<p>(上場廃止申請書)</p> <p>第24条 株券等の上場廃止を申請しようとする上場会社は、次の各号に掲げる義務を負う。</p> <p>(1) 上場廃止を希望する日の20営業日前までに、当取引所に対して上場廃止申請書を提出すること。</p> <p>(2) 当取引所が同意する場合を除き、上場廃止について株主総会の特別決議を経ること。</p>
<p>(原簿のまっ消)</p> <p>第42条 当取引所が上場株券等の上場を廃止するときは、その銘柄の上場廃止日に上場有価証券原簿の記載事項をまっ消する。</p>	
<p>第5章 定義</p>	
<p>(定義)</p> <p>第43条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 株券等 次の①から⑬までに掲げる有価証券をいう。</p> <p>① 内国法人の発行する株券（法第2条第1項第9号に掲げる株券をいう。）</p> <p>② 外国法人の発行する株券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、①に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）</p> <p>③ 優先出資証券（法第2条第1項第7号に掲げる優先出資証券をいう。）</p>	

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>④ 内国法人の発行する新株予約権証券（法第2条第1項第9号に掲げる新株予約権証券をいう。）</p> <p>⑤ 外国法人の発行する新株予約権証券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、④に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）</p> <p>⑥ 投資信託受益証券（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券をいう。）</p> <p>⑦ 外国投資信託受益証券（法第2条第1項第10号に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。）</p> <p>⑧ 投資証券（法第2条第1項第11号に掲げる投資証券をいう。）</p> <p>⑨ 外国投資証券（法第2条第1項第11号に掲げる外国投資証券をいう。）のうち投資証券に類する証券</p> <p>⑩ 外国株預託証券（法第2条第1項第20号に掲げる証券又は証書で、外国法人の発行する株券に係る権利を表示するものをいう。）</p> <p>⑪ 受益証券発行信託の受益証券（法第2条第1項第14号に掲げる受益証券発行信託の受益権をいう。以下同じ。）のうち、次のa及びbに掲げるもの</p> <p>a 内国商品信託受益証券（特定の商品（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第1項に規定する商品をいう。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）</p> <p>b 外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は次号に定める外国受益証券発行信託の受益証券を信託財産とするものをいう。）</p> <p>⑫ 外国受益証券発行信託の受益証券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前⑪に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）</p>	

TOKYO AIM上場規程

TOKYO AIM上場規程施行規則

- (2) **監査報告書等** 連結会計年度又は事業年度に係る財務書類については監査報告書又はこれに準じたものを、中間連結会計期間若しくは中間会計期間又は第2四半期連結累計期間若しくは第2四半期累計期間に係る財務書類については中間監査報告書若しくは四半期レビュー報告書又はこれらに準じたものをいう。
- (3) **関連当事者取引 上場会社**が規程第8条第5項に従って財務書類を作成する際に用いた会計基準において、開示することが要求される関連当事者との間の取引をいう。
- (4) **クローズ・ピリオド** 次の①から③までに掲げる期間をいう。
 ① 年次決算及び中間決算の公表日から遡って2か月間（連結会計年度及び中間連結会計期間の最終日から当該公表日までの期間が2か月に満たない場合は、当該期間）
 ② **上場会社**が、未開示の重要な会社情報を保有している期間
 ③ **上場会社**が、未開示の重要な会社情報に該当する情報を保有している期間
- (5) **非上場逆さ合併 上場会社**が行う①非上場会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②非上場会社を完全子会社とする株式交換、③会社分割による非上場会社からの事業の承継、④非上場会社からの事業の譲受け、⑤非上場会社の株式の取得による子会社化、又は⑥上記①から⑤までと同等の効果をもたらすと認められる行為（以下総称して「合併等」という。）であって、（a）合併等の対象となる会社若しくは事業等が、直前連結会計年度における総資産額、純資産額、経常利益若しくは売上高のいずれかにおいて、当該**上場会社**の100%を上回っている場合に該当するもの（当該**上場会社**が実質的な存続会社でないものに限る。）又は（b）当該**上場会社**の事業、取締役会の構成若しくは株主の構成が根本的に変化することになるものをいう。
- (6) **上場外国会社 上場会社**のうち、外国の法律に準拠して設立されたものをいう。
- (7) **上場会社 上場株券等**の発行者をいう。
- (8) **上場株券等** 当取引所に上場している**株券等**をいう。
- (9) **上場内国会社 上場会社**のうち、日本の法律に準拠して設立されたものをいう。

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>(10) 新規上場申請者 株券等の新規上場を申請する当該株券等の発行者をいう。</p> <p>(11) 担当J-Nomad 上場会社又は新規上場申請者との間で指定アドバイザー規程第11条に定める契約を締結しているJ-Nomadをいう。</p> <p>(12) 非流通株式 次の①から④までに掲げる者が実質的に保有する上場会社の上場株券等その他流通性が認められない上場株券等をいう。</p> <p>① 当該上場会社</p> <p>② 当該上場会社の役員</p> <p>③ 当該上場会社の関係会社及びその役員</p> <p>④ 当該上場会社の主要株主</p> <p>(13) 流動性プロバイダー 上場会社の発行する株券等の売買を円滑にするために、第31条に基づき当該上場会社から指定を受けた当取引所の取引参加者をいう。</p> <p>(14) 特定証券情報 法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいい、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（以下「証券情報等内閣府令」という。）第2条第1項第1号に規定する特定取引所規則において定める情報として第8条第3項でその内容を定めるものをいう。</p> <p>(15) 特別利害関係者等 開示府令第1条第31号に規定する特別利害関係者等をいう。</p> <p>(16) 発行者情報 法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいい、証券情報等内閣府令第7条第2項第1号に規定する特定取引所規則において定める情報として第24条第1項でその内容を定めるものをいう。</p> <p>(17) 日本会計基準 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表規則」という。）、四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期財務諸</p>	

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>表規則」という。) 、中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「中間連結財務諸表規則」という。)並びに中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「中間財務諸表規則」という。)に規定する企業会計の基準をいう。</p> <p>(18) 米国会計基準 米国において一般に公正妥当と認められた会計基準をいう。</p> <p>(19) 法 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)をいう。</p> <p>(20) 国際会計基準 国際財務報告基準(IFRS)をいう。</p> <p>(21) 役員 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役、理事若しくは監事(上場株券等が特定有価証券である場合には、ファンドマネージャーを含む。)又はこれらに準ずる者(その者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)をいう。</p> <p>(22) J-Nomad 指定アドバイザー規程第6条第1項に基づき資格を取得した指定アドバイザーをいう。</p> <p>(23) 第三者割当 開示府令第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。</p> <p>(24) MSCB等 上場会社が第三者割当その他50名に満たない者を相手方とする取得勧誘により発行する次の①から③までに掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権の行使に際して払い込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたもの及びこれと同等の効果を有するものをいう。</p> <p>① 新株予約権付社債券(同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして発行されたものを含む。)</p> <p>② 新株予約権証券</p> <p>③ 取得請求権付株券(取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の発行者が発行する上場株券等であるものをいう。)</p>	

TOKYO AIM上場規程	TOKYO AIM上場規程施行規則
<p>(25) 特定有価証券 株券等のうち、法第5条第1項に規定する特定有価証券に該当するものをいう。</p> <p>(26) 運用会社 特定有価証券に係る金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う者（これらの者から運用又は運用指図に係る権限の全部又は一部の委託又は再委託を受けた者を含む。）及びこれに相当する者をいう。</p> <p>(27) 受託者 特定有価証券が信託契約に基づき設定される場合の当該信託契約における受託者及びこれに相当する者をいう。</p> <p>(28) ファンドマネージャー 金融商品取引法施行令第15条の4第2号に掲げる者をいう。</p> <p>(29) 特定投資家向け売付け勧誘等 法第2条第6項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等（当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券が特定投資家向け有価証券に該当する場合であって、50名未満の者を相手方として行うものを除く。）をいう。</p>	
<p>付 則 この規程は、当取引所が定める日から施行する。 (注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日</p> <p>付 則 この改正規定は、平成23年5月17日から施行する。</p>	<p>付 則 この規則は、当取引所が定める日から施行する。 (注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日</p> <p>付 則 この改正規定は、平成23年5月17日から施行する。</p>

以上